

話し合っただけで罪に問われる。それが共謀罪の本質だ。準備行為を取り締まることができるテロ等組織犯罪準備罪の法案が通審団会に提出される予定だ。内心の自由を脅かさないか心配になる。

2017-1-14

# 論説

## 共謀罪

# 内心の自由を脅かす

「行為を取り締まるのではなく、思想を取り締まるものだ」。戦前の帝國議會でも議員が治安維持法についていかなる追及をすることがある。明治時代に刑法ができたときから、行為を取り締まるのが原則で、例外的に共謀や教唆、未遂なども取り締まること

ができた。治安維持法はこの原則と例外を逆転させて、もっぱら思想を取り締まった。共謀罪も原則と例外の逆転の点では似ている。

犯罪の準備段階で取り締まる罪は、既に六百七十六にもほえる。詐欺や窃盗でも対象になる。道交法違反なども含まれる。では、それらの犯罪の「準備」とは具体的にどういふ行為なのだろうか。六百七十六の罪でその定義を定めるのは、ほとんど困難であらう。

むしろ、共謀罪を使って、捜査機関が無謀な捜査をし始めることではないのか。そもそも共謀罪は国際的なマフィアの人身売買や麻薬犯罪、マネーロンダリング(資金洗浄)などをターゲットに国連が採択した。

それら重大犯罪には既に日本の法律でも対処することができ、政府は新設を求めるが、もう国内法は整っているのだ。日弁連によれば、国連は「いちいちそれらをチェックするのはないだろう。つまり共謀罪を新設しなくても条約締結は可能なのだ。

政府はむしろ二〇一〇年の東京五輪を念頭にテロ対策強化の看板を掲げている。だが、この論法もおかしい。例えばテロリストが爆弾を用いる場合は、企んだ段階で処罰できる爆発物使用共謀罪が既に存在する。テロは重大犯罪なので、法整備も整っているわけだ。政府は「テロ」と名前を付ければ、理解が得やすいと安易に考えているのではなかろうか。

合憲かどうか「心の中」を処罰する共謀罪の本質は極めて危険だ。六百以上の犯罪の「準備」という容疑をかけるだけで、捜査機関は動きだせる。「テロはテロ」と発言した大物議員がいたが、その発想ならば、容疑をかければ、反政府活動や反原発活動のメンバーのパソコンなどを押収するのでもありえよう。

共謀罪は人権侵害や市民監視を強めるし、思想を抑圧しかねない性質を秘めているのだ。